

土地改良事業等に係る調査測量設計業務 の価格積算要領 新旧対照表

設計編

[15] 建築設計業務等積算基準

平成2年3月15日 設計第441号農政部長通知の一部改正

(積算基準日 令和5年4月19日以降適用)

改 正	現 行	備 考
<p>〔15〕 建築設計業務等積算基準</p> <p>1 設計業務等積算基準 【省略】</p> <p>2 設計業務等積算要領 【省略】</p> <p>3 契約変更の扱い 【省略】</p> <p>第2章 業務人・時間数の算定方法</p> <p>1 共通 【省略】</p> <p>2 設計業務に関する算定方法1(床面積に基づく算定方法)</p> <p>2. 1 適用 【省略】</p> <p>2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定 平成31年国土交通省告示第98号(以下「告示98号」という。)別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。</p> $A = a \times S^b$ <p>A : 業務人・時間数 S : 床面積の合計 (㎡)</p> <p>ただし、床面積の合計が【別表1-1 適用規模】の下限値を下回る場合は、下限値の面積を用いて算出すること(例：第一号, 第1類 80㎡の場合⇒130㎡で算出)</p> <p>(2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(イ) 次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。</p> <p>(一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数) = (一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数) × (1 - (対象外業務率))</p> <p>(ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2によることができるものとする。</p> <p>(ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。</p> <p>(ニ) 設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、5. を参照。</p> <p>(3) 難易度係数による補正 建築物が告示98号別添三第3項から第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合には、同表(ロ)設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、(イ)建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。</p> <p>(4) 複合建築物の算定方法</p>	<p>〔15〕 建築設計業務等積算基準</p> <p>1 設計業務等積算基準 【省略】</p> <p>2 設計業務等積算要領 【省略】</p> <p>3 契約変更の扱い 【省略】</p> <p>第2章 業務人・時間数の算定方法</p> <p>1 共通 【省略】</p> <p>2 設計業務に関する算定方法1(床面積に基づく算定方法)</p> <p>2. 1 適用 この算定方法は、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に適用する。</p> <p>2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定 平成31年国土交通省告示第98号(以下「告示98号」という。)別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。</p> $A = a \times S^b$ <p>A : 業務人・時間数 S : 床面積の合計 (㎡)</p> <hr/> <p>(2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(イ) 次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。</p> <p>(一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数) = (一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数) × (1 - (対象外業務率))</p> <p>(ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2によることができるものとする。</p> <p>(ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。</p> <p>(ニ) 設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、5. を参照。</p> <p>(3) 難易度係数による補正 建築物が告示98号別添三第3項から第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合には、同表(ロ)設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、(イ)建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。</p> <p>(4) 複合建築物の算定方法</p>	<p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記(1)から(3)に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。</p> <p>2.3 追加業務に係る業務人・時間数の算定 【省略】</p> <p>3 設計業務に関する算定方法2(図面目録に基づく算定方法) 【省略】</p> <p>4 耐震改修設計業務に関する算定方法(床面積に基づく算定方法) 【省略】</p> <p>5 設計意図伝達業務に関する算定方法 【省略】</p> <p>6 工事監理業務に関する算定方法</p> <p>6.1 適用 【省略】</p> <p>6.2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(イ) 一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。 (一般業務に係る業務人・時間数) = (一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数) × (1 - (対象外業務率))</p> <p>ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、告示98号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の種類に応じて次式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。</p> $A = a \times S^b$ <p>A: 業務人・時間数 S: 床面積の合計 (㎡)</p> <p>ただし、床面積の合計が【別表1-1 適用規模】の下限値を下回る場合は、下限値の面積を用いて算出すること(例: 第一号, 第1類 80㎡ の場合⇒130㎡ で算出)</p> <p>また、「対象外業務率」とは、会計法(昭和22年法律第35号)に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。</p> <p>(ロ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。</p> <p>(2) 難易度係数による補正</p> <p>建築物が告示98号別添三第4項及び第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合には、同表(ハ)工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、(イ)建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。</p> <p>(3) 複合建築物の算定方法</p>	<p>異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記(1)から(3)に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。</p> <p>2.3 追加業務に係る業務人・時間数の算定 【省略】</p> <p>3 設計業務に関する算定方法2(図面目録に基づく算定方法) 【省略】</p> <p>4 耐震改修設計業務に関する算定方法(床面積に基づく算定方法) 【省略】</p> <p>5 設計意図伝達業務に関する算定方法 【省略】</p> <p>6 工事監理業務に関する算定方法</p> <p>6.1 適用 この算定方法は、工事監理業務を委託する場合に適用する。</p> <p>6.2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(イ) 一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。 (一般業務に係る業務人・時間数) = (一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数) × (1 - (対象外業務率))</p> <p>ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、告示98号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の種類に応じて次式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。</p> $A = a \times S^b$ <p>A: 業務人・時間数 S: 床面積の合計 (㎡)</p> <hr/> <p>また、「対象外業務率」とは、会計法(昭和22年法律第35号)に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。</p> <p>(ロ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。</p> <p>(2) 難易度係数による補正</p> <p>建築物が告示98号別添三第4項及び第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合には、同表(ハ)工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、(イ)建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。</p> <p>(3) 複合建築物の算定方法</p>	<p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記（1）及び（2）に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。</p> <p>6. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定 【省略】</p> <p>6. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定 【省略】</p> <p>7 耐震診断業務に関する算定方法 【省略】</p>	<p>異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記（1）及び（2）に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。</p> <p>6. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定 【省略】</p> <p>6. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定 【省略】</p> <p>7 耐震診断業務に関する算定方法 【省略】</p>	